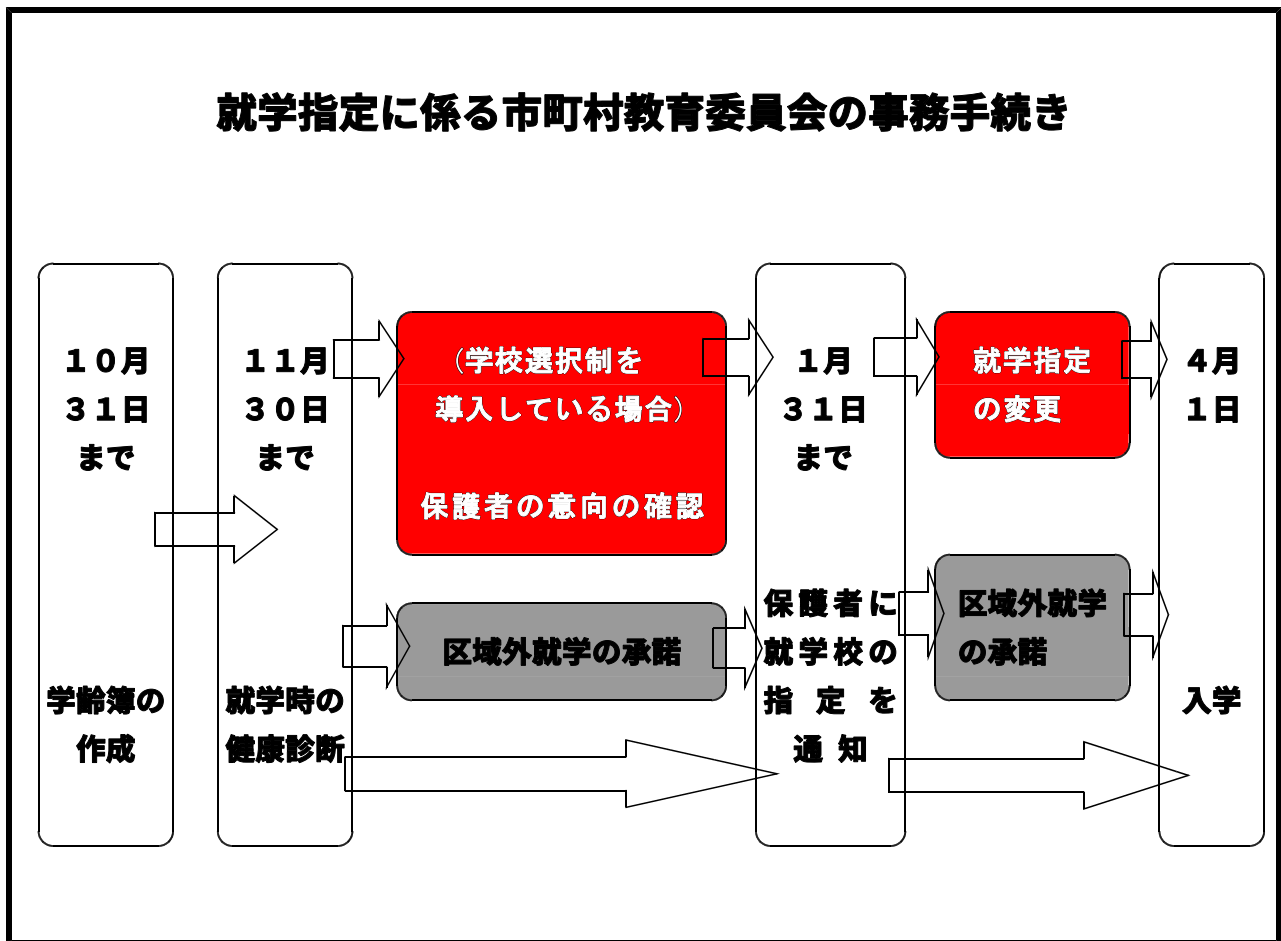


就学すべき小・中学校の指定について

就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続き



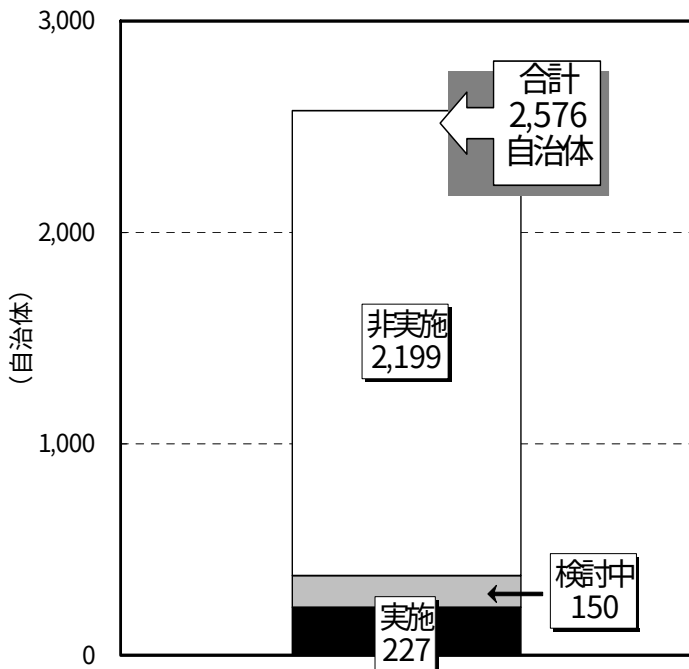
- 市町村教育委員会は、その設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされている。
- 「通学区域」は法令上定められたものではなく、これを設定するか否かを含めて市町村教育委員会の判断。
- これまで、平成9年に、通学区域制度の運用に当たっては、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことを通知するとともに、平成15年には各市町村の判断により学校選択制を導入できること及びの手続き等を明確にするよう学校教育法施行規則の改正を行っている。

○ 学校選択制

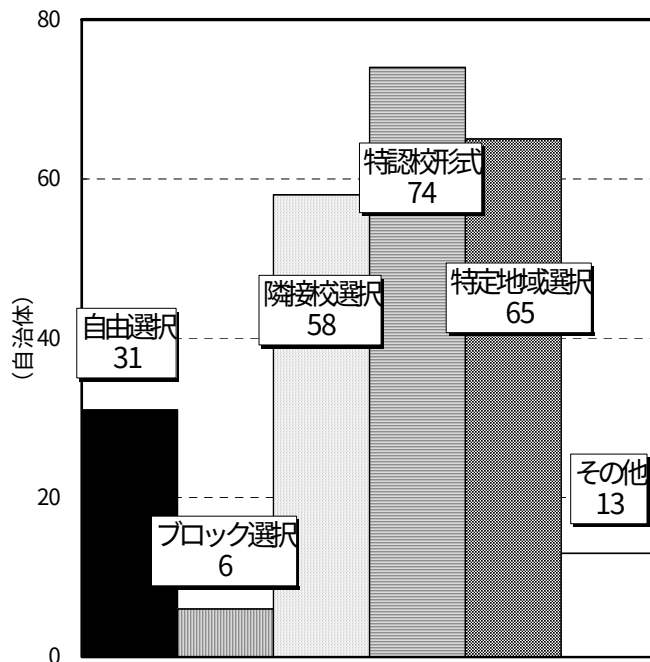
① 小学校入学時の学校選択制について

- ◆ 小学校段階で学校選択制を導入しているのは227自治体（8.8％）。
- ◆ 実施を検討しているのは150自治体（5.8％）。

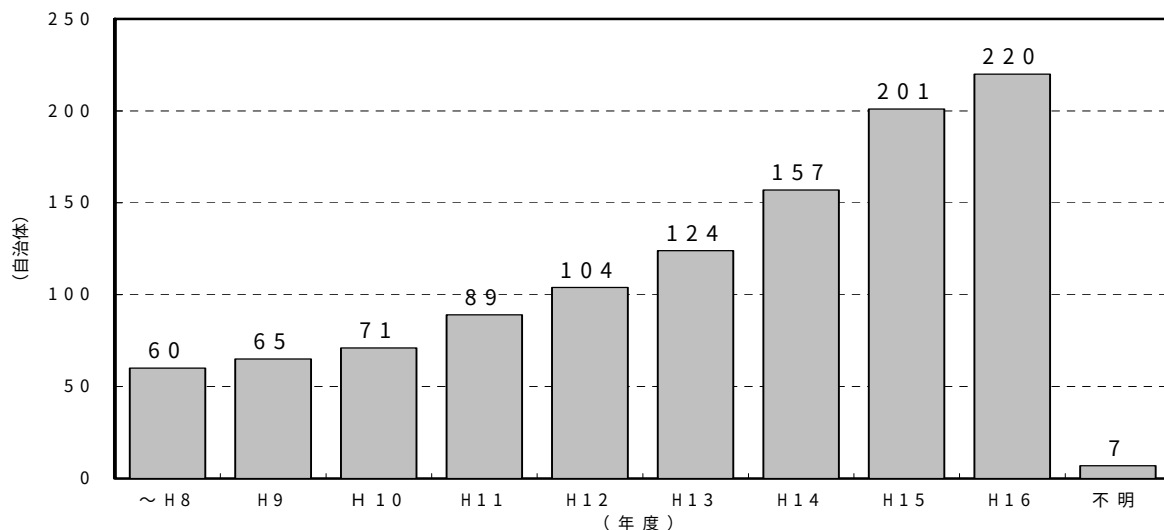
学校選択制の実施



学校選択制の形態（複数回答）

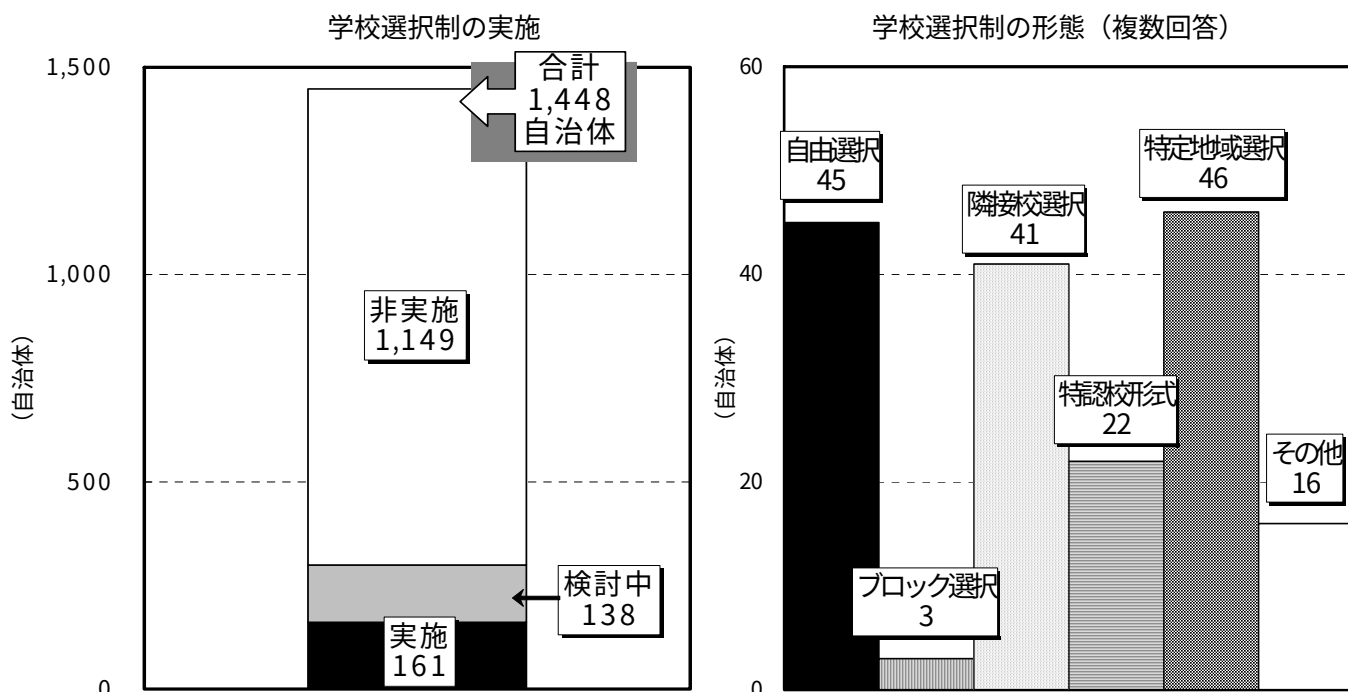


小学校入学時の学校選択制の導入時期（累計）



②中学校入学時の学校選択制について

- ◆ 中学校段階で学校選択制を導入しているのは161自治体（11.1%）。
- ◆ 実施を検討しているのは138自治体（9.5%）。



中学校入学時の学校選択制の導入時期（累計）

